

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	うるま市 健康増進に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

うるま市は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沖縄県うるま市長

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 健康増進法第17条第1項又は第19条の2に基づく健康手帳の交付、健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、市民の健康増進のために必要な事業を推進するために行う事務である。</p> <p>①対象者(市民)に対しての健診受診の通知、受診(未受診)等の記録、結果の管理。 ②受診後の健康相談、訪問指導、未受診者への再勧奨等履歴の管理。 ③受診記録等からの統計調査及び報告 ④検診結果の副本登録(情報連携)</p>
③システムの名称	健康かるて標準仕様対応版
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項別表111 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 健康支援課
②所属長の役職名	健康支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	うるま市役所総務部総務政策課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL098-973-0606
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	うるま市役所市民生活部健康支援課 沖縄県うるま市安慶名一丁目8番1号 TEL098-973-3209
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="checkbox"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報が含まれているCDは、暗号化、パスワードによる保護を行い、施錠できる書棚に保管することを徹底している	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査

10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分にしている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p><選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	健康カルテへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月16日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	うるま市役所市民部健康支援課 沖縄県うるま市宇安慶名488番地 TEL098-973-3209	うるま市役所市民部健康支援課 沖縄県うるま市宇安慶名一丁目8番1号 TEL098-973-3209	事後	住居表示実施による
平成29年6月26日	I 4-①実施の有無	未定	実施しない	事後	
平成29年6月26日	II 1.対象人数	平成27年3月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年6月26日	II 2取扱者数	平成27年3月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	
令和1年6月12日	I 5 ②所属長	健康支援課長 佐久川 篤	健康支援課長 美里 直樹	事後	
令和2年6月18日	II 1.対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和2年6月18日	II 2取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和3年5月28日	I 5 ②所属長	健康支援課長 美里 直樹	健康支援課長 濱比嘉 由美子	事後	
令和3年5月28日	II 1.対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年5月28日	II 2取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年3月10日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法第17条第1項又は第19条の2に基づく健康手帳の交付、健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、市民の健康増進のために必要な事業を推進するために行う事務である。 ①対象者(市民)に対するの健診受診の通知、受診(未受診)等の記録、結果の管理。 ②受診後の健康相談、訪問指導、未受診者への再勧奨等履歴の管理。 ③受診記録等からの統計調査及び報告	健康増進法第17条第1項又は第19条の2に基づく健康手帳の交付、健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、市民の健康増進のために必要な事業を推進するために行う事務である。 ①対象者(市民)に対するの健診受診の通知、受診(未受診)等の記録、結果の管理。 ②受診後の健康相談、訪問指導、未受診者への再勧奨等履歴の管理。 ③受診記録等からの統計調査及び報告④検診結果の副本登録(情報連携) ④検診結果の副本登録(情報連携)	事前	副本登録の為
令和4年3月10日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	副本登録の為
令和4年3月10日	I 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	項目の追加	番号法第19条第8項 別表第二・102の2の事務手続	事前	副本登録の為
令和4年3月10日	IV 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	接続しない(入手)	十分である	事前	副本登録の為
令和4年3月10日	IV 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	接続しない(提供)	十分である	事前	副本登録の為
令和4年6月17日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民部健康支援課	市民生活部健康支援課	事後	
令和4年6月17日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康支援課長 濱比嘉 由美子	健康支援課長	事後	
令和5年6月16日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	うるま市役所総務部総務課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL098-973-0606	うるま市役所総務部総務政策課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL098-973-0606	事後	機構改革
令和6年11月28日	I 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の76の項	番号利用法第9条第1項別表111 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条	事後	
令和6年11月28日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第8項 別表第二・102の2の事務手続	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項	事後	
令和6年11月28日	IV 8. 人手を介在させる作業		充分である	事後	
令和6年11月28日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		十分である	事後	
令和6年12月25日	I 1. ③システムの名称	健康カルテ	健康かるて→健康かるて標準仕様対応版	事前	システムの標準化に伴う修正